（北海）	1	（北海）	2	（北海）	3
（北海）	9	（東北）	3	（東北）	4
（東北）	5	（東北）	7	（東北）	8
（東北）	14	（東北）	16	（関東）	4
（関東）	5	（関東）	6	（関東）	8
（関東）	11	（関東）	12	（関東）	15
（関東）	16	（関東）	17	（関東）	18
（関東）	19	（関東）	21	（関東）	24
（関東）	25	（関東）	27	（関東）	28
（関東）	30	（関東）	33	（関東）	35
（関東）	36	（関東）	38	（関東）	39
（関東）	40	（関東）	41	（関東）	43
（関東）	44	（関東）	45	（関東）	46
（関東）	48	（関東）	50	（関東）	52
（関東）	57	（関東）	62	（関東）	63
（関東）	66	（関東）	67	（関東）	68
（関東）	69	（関東）	71	（関東）	72
（関東）	75	（関東）	76	（関東）	77
（関東）	85	（関東）	86	（関東）	95
（関東）	102	（関東）	103	（関東）	106
（関東）	112	（関東）	125	（関東）	128
（関東）	133	（関東）	135	（関東）	138
（関東）	153	（北信）	2	（北信）	3
（中部）	8	（中部）	9	（中部）	11
（中部）	12	（中部）	13	（中部）	15
（中部）	20	（中部）	23	（中部）	27
（近畿）	2	（近畿）	3	（近畿）	7
（近畿）	9	（近畿）	11	（近畿）	15
（近畿）	19	（近畿）	20	（近畿）	21
（近畿）	22	（近畿）	25	（近畿）	26
（近畿）	32	（近畿）	33	（近畿）	40
（近畿）	41	（神戸）	1	（神戸）	2
（神戸）	4	（神戸）	6	（神戸）	8
（神戸）	11	（神戸）	14	（神戸）	16
（神戸）	17	（神戸）	18	（神戸）	19
（神戸）	20	（神戸）	28	（中国）	1
（中国）	4	（中国）	6	（中国）	7
（中国）	10	（中国）	14	（四国）	3
（四国）	4	（四国）	11	（四国）	12
（四国）	14	（四国）	16	（九州）	3
（九州）	5	（九州）	9	（九州）	10
（九州）	22	（九州）	23	（九州）	31
（九州）	33	（九州）	35	（九州）	37
（九州）	38	（九州）	40	（九州）	45
（沖縄）	2	（沖縄）	5	（本省）	1
（本省）	2	（本省）	3	（本省）	4
（本省）	5	（本省）	6	（本省）	7
（本省）	8	（本省）	9	（本省）	10
（本省）	11	（本省）	12	（本省）	14
（本省）	15	（本省）	16	（本省）	17
（本省）	18	（本省）	19	（本省）	20
（本省）	22	（本省）	23	（本省）	24
（本省）	25	（本省）	27	（本省）	28

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　地図及び簿冊の名称

(一)　平成二十七年度都市部官民境界基本調査図原図及び平成二十七年度都市部官民境界基本調査簿案

(二)　平成二十八年度都市部官民境界基本調査図原図及び平成二十八年度都市部官民境界基本調査簿案

(三)　平成二十七年度山村境界基本調査図原図及び平成二十七年度山村境界基本調査簿案

(四)　平成二十八年度山村境界基本調査図原図及び平成二十八年度山村境界基本調査簿案

二　前項(一)に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　熊本県熊本市の一部

三　第二項(三)に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　愛媛県宇和島市、高知県土佐清水市、大分県佐伯市の一部

四　第二項(三)に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　熊本県八代市、宮崎県椎葉村

五　第二項(四)に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　岩手県大槌町、新潟県魚沼市、島根県益田市、岡山県岡山市、徳島県那賀町、愛媛県四国中央市、熊本県八代市の一部

六　閲覧期間　公告の日から二十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条に規定する行政機関の休日を除く。）

七　閲覧時間　閲覧期間中毎日の午前十時から午後五時まで

八　閲覧場所　第一表及び第二表のとおり

第一表　都市部官民境界基本調査

第一項(一)(二)に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域	閲覧場所
愛媛県宇和島市、高知県土佐清水市	香川県高松市サンポート三番三三号 国土交通省四国地方整備局用地部内 電話　〇八七（八一一）八三三九
熊本県熊本市、大分県佐伯市	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号 国土交通省九州地方整備局用地部内 電話　〇九二（四七二）六三三一

第二表　山村境界基本調査

第一項(三)(四)に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域	閲覧場所
岩手県大槌町、新潟県魚沼市、島根県益田市、岡山県岡山市、徳島県那賀町、愛媛県四国中央市、熊本県八代市、宮崎県椎葉村	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 国土交通省土地・建設産業局地籍整備課内 電話　〇三（五二五三）八三八四

九　閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、右記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。

十　誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。

十一　誤り等訂正申し出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

公　告

諸　事　項

裁　定　表　記　載　公　告

平成29年12月22日　東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第14条第３項の規定により、同条第１項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁　平成29年第１号

2　支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載した年月日　平成29年12月22日

3　この公告に関する問い合わせ先

〒100－8903　東京都千代田区霞が関１－１－１

東京地方検察庁　総務部　犯罪被害財産支給手続事務室

電話番号03－3592－5611（代表）内線4392

○　この公告があった時から６月間、資格裁定を受けた者が被害回復給付金を受ける権利を行使しないときは、その権利は消滅することとなります。

○　上記支給手続における申請人又はその代理人は、裁定表の閲覧を請求することができます。